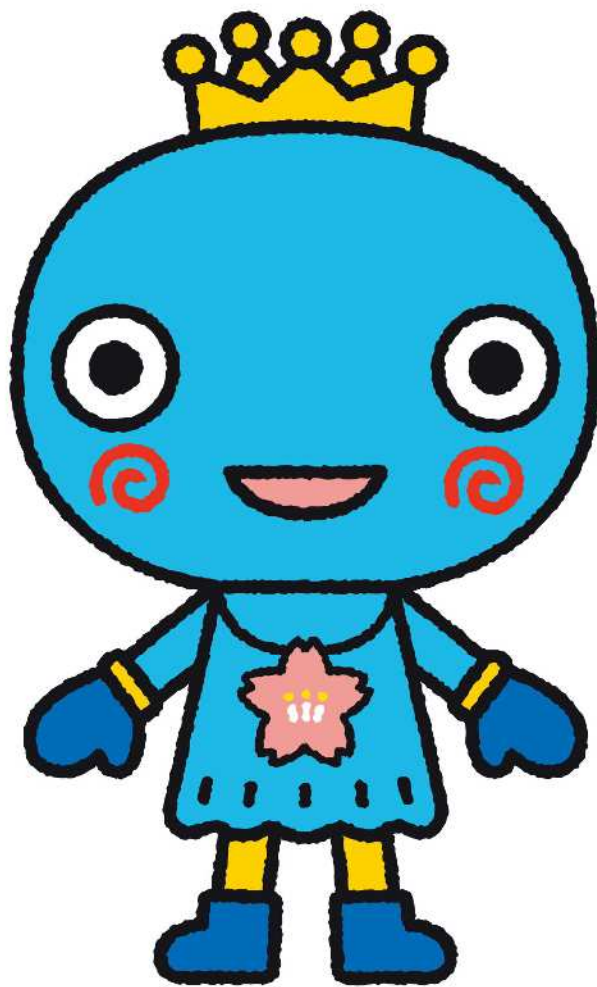


西宮市キャラクター

みやたん

キャラクター使用マニュアル



西宮市キャラクター

みやたん

TEKU² WAKU² NISHINOMIYA

一般社団法人にしのみや観光協会



目 次

○はじめに	P. 1
①「みやたん」のキャラクター使用について ..	P. 2
②使用許可基準と許諾料	P. 3
③使用申請の手続き	P. 9
④使用変更の手続き	P. 10

令和5年4月1日改訂

はじめに

◆ 「みやたん」について

「みやたん」は、西宮・まちを旅する博覧会（現まちたびにしのみや）の公式キャラクターとして平成23年に誕生し、平成24年4月に西宮市観光キャラクターに就任、令和3年4月1日には西宮市キャラクターに就任しました。

キャラクターデザインは、西宮在住の“ハッピークリエイター”「たかい よしかず」氏によるものです。

また「みやたん」という名前は公募により西宮の皆様に決めていただきました。

「西宮（みや）を探（たん）検する」と言うことが名前の由来です。

「みやたん」は西宮市キャラクターとして、西宮市内外のイベントに出演したり、様々な広報物に掲載いただいたりと、幅広く活動しています。

◆ 「みやたん」ストーリー

みやたんは、西宮の山から流れる川、伝説が残る池、ヨットが浮かぶ青い海、上質なお酒を作るのに欠かせない宮水、この水たちに誘われるように西宮に舞い降りた「水色の妖精」です。

みやたんは、西宮を探検する事が大好きで、たどり着いた甲山で「西宮に眠る宝物を見つけて守ってほしい」と言う、不思議なメッセージと共に不思議な王冠を手に入れました。

そのメッセージに導かれ、みやたんは宝物を探しながら西宮のまちを旅しています。

①「みやたん」のキャラクター使用について

「みやたん」は西宮市のキャラクターとして適正な管理をするために使用基準を設けております。

キャラクター商品、地域活動、商業広告・公共広告などへのご利用にあたっては、使用基準に沿って、適切にご利用下さい。

キャラクターの使用は**有償による使用**と**無償による使用**とに区別されますが、いずれの場合にも、申請をして頂く必要がありますので、有償用または無償用の申請書を提出して下さい。申請より使用権設定契約の締結（または使用許諾の通知）まで1週間程度を要します。また、その後に完成見本の提出などの最終確認も必要となりますので申請書はお早めにご提出下さい。

なお、放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道目的に使用する場合及び西宮市役所（西宮市が構成団体となっている実行委員会等を含む）の発行物の場合は、申請は不要です。この使用基準は、みやたんの「名称」「デザイン」「着ぐるみの画像」のいずれにも適用されます。

無償使用と有償使用について

◆無償となる場合

以下の場合は無償となります。

団体等	使用目的
国、地方自治体、その他公共団体	公共または公共用に使用するとき。
自治会、その他の公共的団体等	公益的な活動に使用するとき。
放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関	報道目的に使用するとき。
出版社、旅行会社等	市への誘客効果が期待できるとき。 (例:観光パンフレット、旅行雑誌など)
西宮市内の団体等（※）	特定の団体や商品を推奨するものでなく、無償とする事が適当であると認めるとき。
その他	西宮市のPRに資するなど、公益上の観点から無償とする事が適当であると認めるとき。

※使用する媒体・内容等から総合的に判断します。

◆有償となる場合

上記以外は（営業目的での生産販売など）すべて有償となりますので、使用許可基準をご参照の上、使用申請（有償）の提出をお願い致します。

②使用許可基準と許諾料

◆使用できる図形

使用できる「みやたん」の図形は、次の通りです。
キャラクターの表示色は、マニュアルで指定された指定色のみです。

<基本ポーズ>



基本ポーズ 1



基本ポーズ 2



基本ポーズ 3



基本ポーズ 4



基本ポーズ 5



基本ポーズ 6



基本ポーズ 7



基本ポーズ 8



基本ポーズ 9

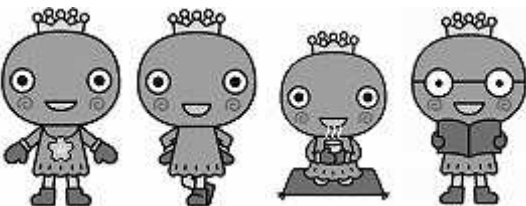


基本ポーズ 10



基本ポーズ 11

<単色タイプ・単色ネガタイプ>



単色タイプ



単色ネガタイプ

<みにゃっこ>



基本ポーズ

※みやたんと並べて使用する場合のサイズ比は次ページの新ポーズ 1、5 を参照してください。なお、みにゃっこ単体のみの使用は原則として不可とします。

<新ポーズ>



新ポーズ 1



新ポーズ 2



新ポーズ 3



新ポーズ 4



新ポーズ 5



新ポーズ 6



新ポーズ 7



新ポーズ 8



新ポーズ 9

<啓発ポーズ>



啓発ポーズ 1



啓発ポーズ 2



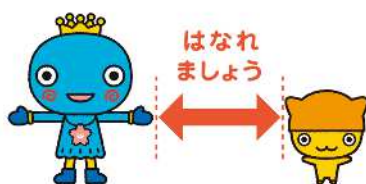
啓発ポーズ 3



啓発ポーズ 4



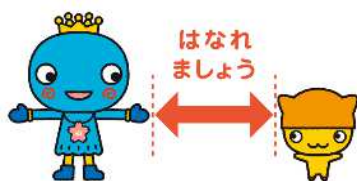
啓発ポーズ 5



啓発ポーズ 6 正面 A



啓発ポーズ 6 正面 B



啓発ポーズ 6 横目 A



啓発ポーズ 6 横目 B



啓発ポーズ 6 マスク

◆着ぐるみの画像使用の場合

着ぐるみの画像使用の場合で申請者が撮影した画像を使用する場合は、申請時に使用写真もあわせてご提出下さい。

観光協会からご提供することも可能です。別途ご相談下さい。

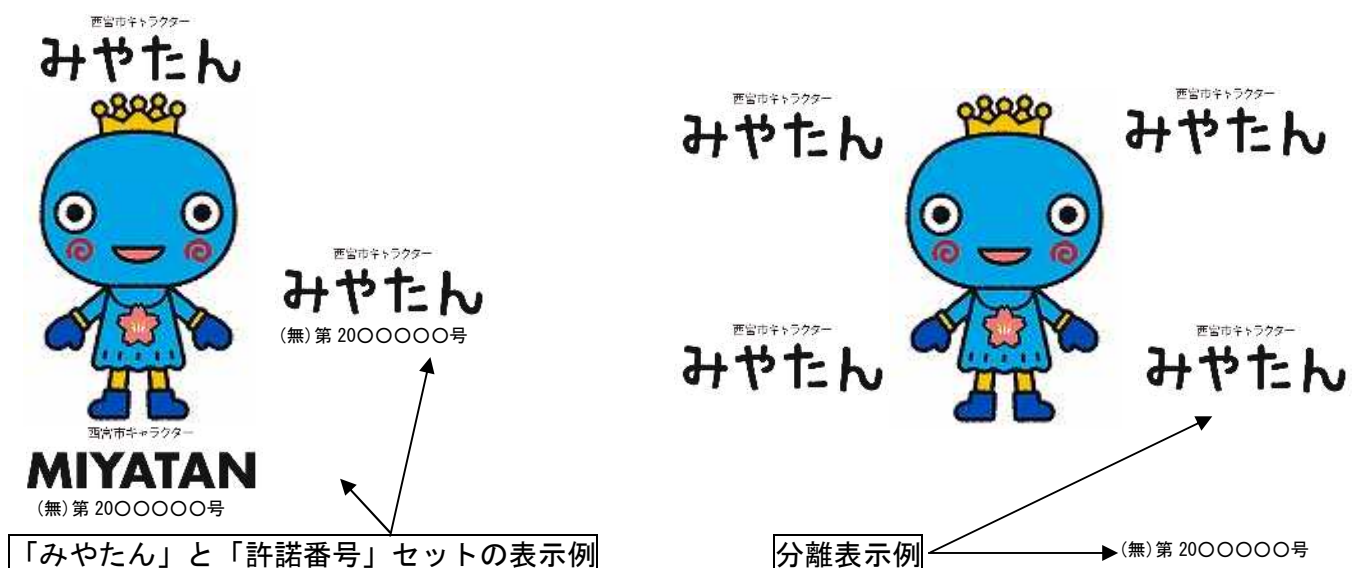
◆表示方法

みやたん「イラスト使用ポリシー」をご理解の上、表示願います。

1. イラストの使用にあたっては、許諾時にお渡しする「デザインマニュアル」をご覧の上、**必ずデザインマニュアルのイラストをご使用下さい**（P.7「使用できない場合」もご参照ください）。
2. 「西宮市キャラクターみやたん」と「許諾番号」の表示が必要です。
 - (1) 誤認混同をさける為、キャラクターと同一紙面上に「西宮市キャラクターみやたん」の表示をして下さい。みにやっこを使用する場合は「みにやっこ」と表示してください。
 - (2) キャラクター使用許諾時（使用許諾契約の締結時）に発行する「**許諾番号**」を同一紙面上に表示してください（ただし、写真使用、西宮市役所発行物の場合は省略可）。
 - ・有償→（有）第 20〇〇〇〇〇号
 - ・無償→（無）第 20〇〇〇〇〇号
 - (3) 「西宮市キャラクターみやたん」「許諾番号」の表示場所は特に定めておりません。ただし、「西宮市キャラクターみやたん」は、みやたんのイラスト周辺に表示してください。上下左右のいずれでもOKです。「許諾番号」は、イラストから離れた場所でも目視確認が可能であればOKです。なお、「許諾番号」はフォントサイズを小さくして表示してください（例1参照）。
3. みやたんの「吹き出し」言葉を使うことは可能です。但し、みやたんの吹き出し言葉として適切でない内容であると判断した場合はお断りする場合があります（例2参照）。
4. 「西宮市キャラクター みやたん」の表示は、ロゴ以外で表示していただいてもかまいません（例3参照）。
5. 有償利用の場合は著作権表示「©たかいよしかず」を同一紙面上に必ず表記して下さい。

【例1】

- ◆「西宮市キャラクターみやたん」の表示はイラストの周辺に表示していただけます。「許諾番号」は同一紙面上で目視確認が可能である場所であればどこでも表示可能です。なお、「TEKU2 WAKU2 NISHINOMIYA」の表示は自由です。



【例2】

◆みやたんの吹き出し言葉として適切でないと思われる内容はNG

○NG例



○使用可能



【例3】

◆「みやたん」の表示はロゴを使う必要はありません。また、文章表現でも可能です。

○テキストでの表示も可能



○文章での紹介でも可
(紹介文がイラスト周辺にある場合のみ)



○使用不可例 (「西宮市キャラクター」が表示されていないため)



◆使用できない場合(使用許可の制限)

○「みやたん」のキャラクター使用に関して次に該当する場合は、使用の許可をいたしません。

- (1) キャラクターの使用によって誤認または、混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動に使用するとき。
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明に関する活動に使用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行うものである場合も含む）
- (7) 西宮市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業者該当する者が利用するとき。
- (8) 使用する内容が西宮市広告掲載基準第5条に定める掲載基準に満たないとき。
- (9) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認めるとき。
- (10) その他、キャラクターの使用が適当でないと認めるとき。

○デザインにおける使用禁止例(みやたんデザインマニュアルより)

- (1) たて・横比率が変わるなど みやたんの図形が変形しているもの。
- (2) 体や王冠、などみやたんの図形の一部を省略又は変形しているもの。
- (3) みやたん図形の周りに、別の図形を置いているもの（ただし、背後の模様が単なる背景として認識できる場合には可）。
- (4) 指定色以外を使うなど、みやたんの図形の色を変えているもの。
- (5) 顔の一部など、みやたん図形の一部しか使用していないもの。
- (6) みやたん図形の一部が別の図形などで隠れているもの。
- (7) 立体物について、その表現がみやたん図形の立体物と認められないもの。

◆使用許諾料

「みやたん」のキャラクター使用が有償となる場合は、次に掲げる使用許諾料が必要となります。

1. 使用許諾料 販売価格の4%

使用許諾料の算出方法

$$\text{販売小売価格(消費税含む)} \times \text{予定生産数} \times 4\%$$

※原則は上記の算出方法で使用許諾料を計算しますが、商品種別または商品製造方法等により、上記算出方法が適さない場合には、別途個別に使用許諾料を決定させていただくことがあります。

2. 使用許諾料の納入

使用許諾料は、指定の期日までに、一般社団法人にしのみや観光協会が指定する口座へ振込んで下さい。この場合の振込み手数料は使用者負担となります。

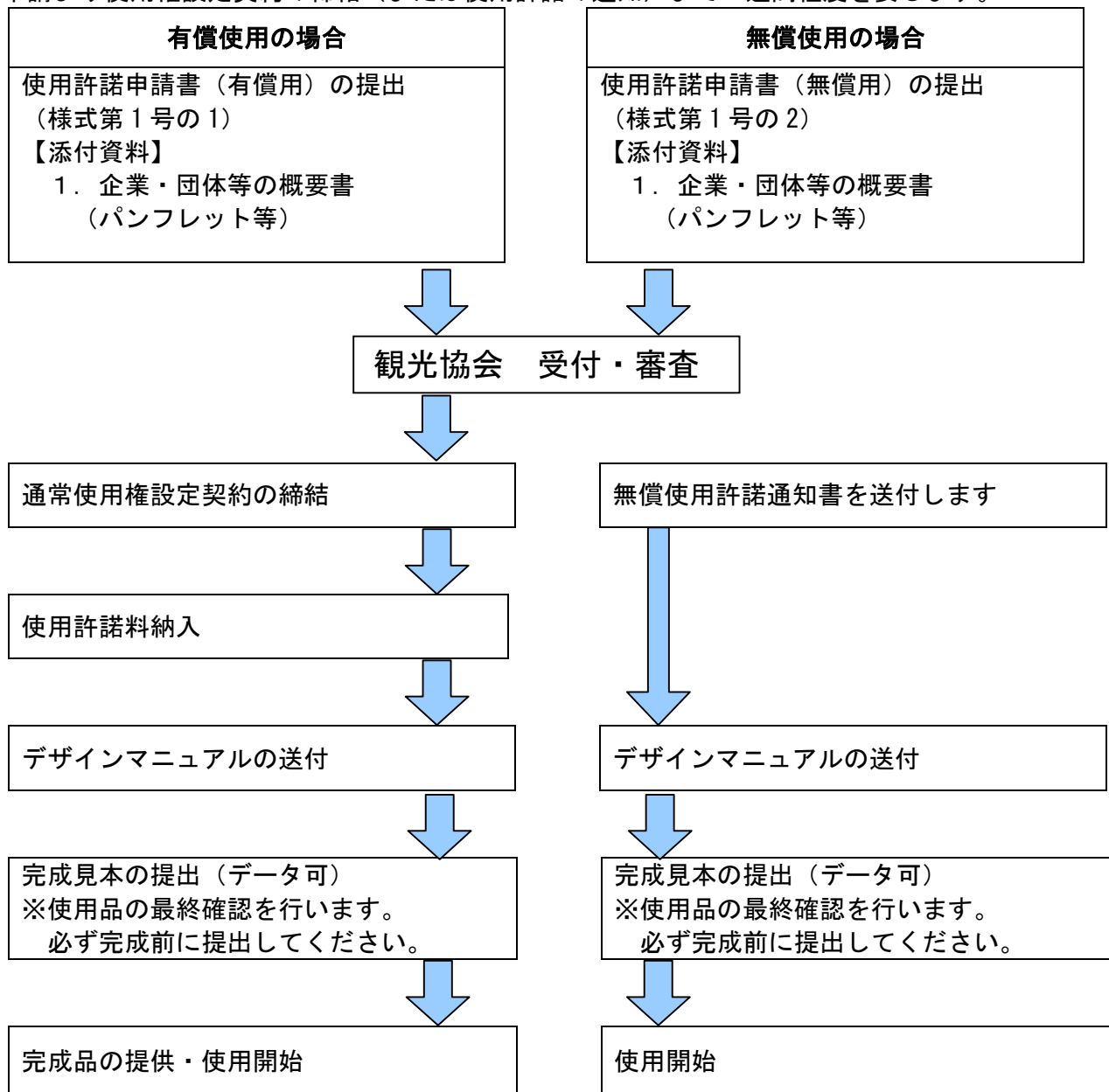
なお、納入いただいた使用許諾料は、理由のいかんを問わず返金いたしません。

◆完成品の提供

有償使用の場合、販売を開始するに先立ち、著作物の品質保持・管理の為に、完成品を種類ごと事前に一般社団法人にしのみや観光協会に提供してください。

③使用申請の手続き

申請より使用権設定契約の締結（または使用許諾の通知）まで1週間程度を要します。



※契約書または通知書の裏面に記載の使用上の遵守事項をお読み頂き、正しくご利用ください。

※食品に使用する場合は、次の書類を各1部併せて提出下さい。

1. 製造もしくは、販売に係る営業許可書の写し（営業許可が必要な業種のみ）
 2. 製造又は販売する店舗一覧（様式自由）
 3. 業暦・所在がわかる資料（「開業届」、「確定申告書」、「商業登記簿謄本」など）
- ※食品のうち弁当・惣菜類への使用の場合

④使用変更の手続き

許諾期間は、特に定めのない場合、使用許諾を受けた日から「1年間」になります。
下記の事由等が発生した場合には変更申請が必要になりますので、有償・無償それぞれ変更申請書をご提出ください。

なお、使用許諾変更の場合は、その時点から新たに1年間の許諾期間に延長します。

〈変更申請が必要となる場合（有償使用）〉

使用許諾変更申請書（有償用）「様式第4号の1」を提出して下さい

1. 許諾期間内に生産予定数を追加するとき ※1
2. 販売小売価格を変更するとき ※2
3. その他当初許諾内容に変更があったとき

〈変更申請が必要となる場合（無償使用）〉

使用許諾変更申請書（無償用）「様式第4号の2」を提出して下さい

1. 許諾期間内に製作数を追加するとき ※1
2. その他当初許諾内容に変更があったとき

※1 許諾期間終了後に追加生産する場合は、**新規申請**となります。

また、許諾期間終了後に商品等のキャラクター使用物の在庫が残っている場合で、引き続き販売、配布等するにあたっては、新規・変更ともに申請は必要ありません。

※2 ただし、有償使用で在庫分の価格を変更して引き続き販売する場合は、許諾期間終了後であっても、変更申請書を提出の上、使用許諾料の差額分を追加でお支払いください（ただし、値下げによる差額分の使用許諾料は返金いたしません）。

【お問い合わせ】

一般社団法人にしのみや観光協会

〒662-0915 西宮市馬場町 5-7 メゾンカトー201号

TEL 0798-31-7821

FAX 0798-31-7820

E-mail 2438kanko@gmail.com